

資料 1 : 津市都市マスタープラン策定体制

1. 津市都市計画審議会

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、設置された審議会で、津市都市マスタープラン(案)の作成過程において本審議会に報告を行うとともに、津市都市マスタープラン(案)の作成後、当該(案)について、本審議会の諮問・答申を経て、市が津市都市マスタープランを策定する。

2. 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー

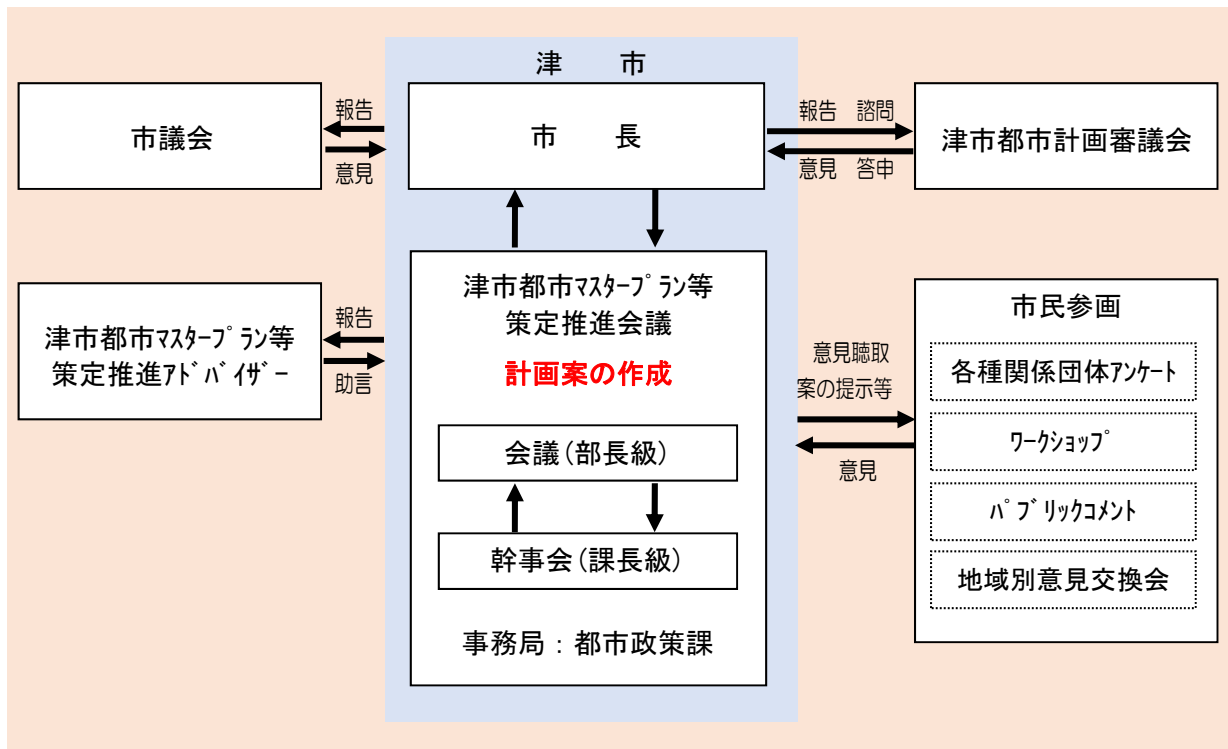
津市都市マスタープラン等を適正かつ円滑に策定するため設置するもので、津市都市マスタープラン(案)の作成に当たり、学識経験を有する者として助言を行う。

3. 津市都市マスタープラン等策定推進会議

全庁的な検討体制を構築するために設置するもので、津市都市マスタープラン(案)を作成する。

4. 市民参画

市民の意見の反映等に努めるため、各種関係団体へのアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント、地域別意見交換会などを実施し、市民の意見を把握する。



資料2：津市都市計画審議会条例

平成18年1月1日条例第207号

(設置)

第1条 本市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法により審議会の権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び本市の議会の議員のうちから、市長が任命する。
- 3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは三重県の職員又は本市の住民のうちから、委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、それぞれ、当該特別の事項又は専門の事項に関し学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

資料3：津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー設置要綱

平成27年11月10日

(設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画並びに住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下これらを「都市マスタープラン等」という。）の適正かつ円滑な策定を推進するため、津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 都市マスタープラン等の策定に係る助言に関すること。
- (2) その他都市マスタープラン等の策定の推進に関すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、2人以内とし、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(秘密の保持)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼等)

第6条 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼等を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

資料４：津市都市マスタープラン等策定推進会議

1 名称

津市都市マスタープラン等策定推進会議

2 目的

本市の都市計画に関する基本的な方針、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画並びに住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下これらを「都市マスタープラン等」という。）の適正かつ円滑な策定の推進、庁内における総合的な調整を図るため、本会議を設置する。

3 所掌事項

- (1) 都市マスタープラン等の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 都市マスタープラン等の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他都市マスタープラン等の策定の推進に関すること。

4 構成職員

- (1) 津市都市マスタープラン等策定推進会議（以下「会議」という。）の構成員は、別表１に掲げる職員をもって充てる。
- (2) 会議の議長には都市計画部長をもって充てる。
- (3) 会議には「3 所掌事項」のうち特定の事項について調査研究するために幹事会を置き、構成員は別表２に掲げる職員をもって充てる。
- (4) 幹事会の会長は都市政策課長をもって充てる。

5 設置期間

決裁の日から平成３０年３月３１日まで

6 庶務

会議運営に関する庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

7 その他会議の運営に必要な事項

- (1) 会議は、必要に応じて議長が招集するものとする。
- (2) 議長は、必要があると認めるときは、構成職員以外の職員を会議に出席させることができる。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見を聴くことができる。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

別表 1

都市計画部長、政策財務部長、政策財務部税務・財産管理担当理事、危機管理部長、総務部長、市民部長、市民部地域連携担当理事、スポーツ文化振興部長、スポーツ文化振興部文化振興担当理事、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部健康医療担当理事、商工観光部長、商工観光部経営支援・企業誘致担当理事、農林水産部長、建設部長、水道局長、下水道局長、消防次長、教育委員会事務局教育次長

別表 2

都市政策課長、政策課長、財政課長、財産管理課長、危機管理課長、防災室長、行政経営課長、市民交流課長、地域連携課長、スポーツ振興課長、文化振興課長、環境政策課長、福祉政策課長、子育て推進課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進室長、地域医療推進室長、商業振興労政課長、経営支援課長、企業誘致課長、農林水産政策課長、開発指導室長、交通政策課長、建築指導課長、建設政策課長、事業調整室長、建設整備課長、河川排水推進室長、市営住宅課長、水道局工務課長、下水道局下水道総務課長、下水道局下水道建設課長、消防本部消防総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局学校教育課長
--

資料5：津市都市マスタープラン策定の経緯

1. 津市都市計画審議会

事項	日程	内容
第21回 津市都市計画審議会	平成28年5月20日	津市都市マスタープランの策定について
第22回 津市都市計画審議会	平成29年7月13日	津市都市マスタープラン全体構想編(案)について
第23回 津市都市計画審議会	平成30年1月18日	津市都市マスタープラン(案)

2. 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議

事項	日程	内容
第1回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成27年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン等策定の概要について 津市都市マスタープラン等策定方法の確認について
第2回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成28年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 現況調査の報告 都市計画区域の再編について
第3回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成28年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン策定に係る都市づくりの課題、目標、将来都市像 都市計画区域の再編 計画策定に向けた今後の検討事項
第4回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成28年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン全体構想編(案)について 主要課題事項について
第5回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成29年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン(案)について 津市都市マスタープラン地域別構想編(案)について
第6回 津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザー会議	平成29年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン(案)について

3. 津市都市マスタープラン等策定推進会議

事項	日程	内容
第1回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成27年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン等策定推進会議の設置について 津市都市マスタープラン等の策定に向けた取組について
第2回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成28年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> 現況調査結果の報告 都市づくりの課題検討に向けた意見交換
第3回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成28年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン策定に係る都市づくりの課題、目標、将来都市像 都市計画区域の再編 計画策定に向けた今後の検討事項
第4回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成28年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン全体構想編(案)について 主要課題事項について
第5回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成29年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン全体構想編(案)について
第6回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成29年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン地域別構想編(案)について
第7回 津市都市マスタープラン等策定推進会議	平成29年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 津市都市マスタープラン(案)について

4. 津市議会

事項	日程	内容
津市議会全員協議会	平成29年5月18日	津市都市マスタープラン全体構想編(案)
津市議会全員協議会	平成29年11月9日	津市都市マスタープラン(案)

5. 津市都市マスタープランワークショップ

<平成28年度>

事項	日程	内容
第1回 津市都市マスタープランワークショップ	平成28年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換（テーマ：人口・高齢化、資源、施設、防災）
第2回 津市都市マスタープランワークショップ	平成28年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> 現地見学会
第3回 津市都市マスタープランワークショップ	平成28年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換（テーマ：人口・高齢化、資源、施設、防災）

<平成 29 年度>

事項	日程	内容
第 1 回 津市都市マスタープランワークショップ	平成 29 年 5 月 21 日	・意見交換（テーマ：都市づくりの目標を達成するために必要な取組）
第 2 回 津市都市マスタープランワークショップ	平成 29 年 6 月 4 日	・意見交換（テーマ：地域の拠点の利用実態、魅力的な拠点にするために必要な取組） ・現地見学会
第 3 回 津市都市マスタープランワークショップ	平成 29 年 6 月 25 日	・意見交換（テーマ：各拠点で生かしていくもの、変えていくもの）

6. パブリックコメント

実施期間	平成 29 年 11 月 17 日～平成 29 年 12 月 18 日
意見数	54 件

7. 津市都市マスタープラン地域別意見交換会

開催場所	日程	内容
市河芸庁舎防災研修室	平成 29 年 11 月 21 日	津市都市マスタープラン(案)について
市本庁舎大会議室 A	平成 29 年 11 月 28 日	津市都市マスタープラン(案)について
高茶屋市民センター大ホール	平成 29 年 12 月 5 日	津市都市マスタープラン(案)について
市芸濃庁舎大会議室	平成 29 年 12 月 7 日	津市都市マスタープラン(案)について
白山市民会館大会議室	平成 29 年 12 月 12 日	津市都市マスタープラン(案)について

資料6：用語説明

あ行

○インフラ（都市基盤）

インフラストラクチャーの略語で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な社会基盤のこと。

か行

○街区公園

主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする公園のこと。敷地面積は0.25haが目安。

○開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。一定規模以上の開発行為をする者は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要がある。

○開発技術基準

開発行為に伴う公共公益施設の整備について、詳細に技術的な基準を定めた設計の指針のこと。

○開発行為

主として建築物の建築の目的で行う土地の区画形質の変更のこと。具体的には宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替え、土地の切土・盛土などを指す。

○緩衝帯

後背地の環境を保全するため、騒音、振動、排気ガスなどによる公害の影響を緩和するために配置する緑地などのこと。公害や災害の発生が懸念される工業地帯などと住居地、商業地などの一般市街地と分離遮断する必要がある区域についても緩衝帯を設けることがある。

○幹線道路

道路網の中でも主要な骨格を成し、通過交通や、住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。

○既存ストック

これまでに整備された道路、公園、上下水道などの都市基盤や、公共施設、建築物などのこと。

○急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）で、その崩壊により、

周辺住民に危害が生じるおそれのある土地で都道府県知事が指定する区域のこと。

○狭あい道路

幅員が4m未満の道路で、通行などに支障のある生活道路のこと。

○緊急輸送道路

災害直後から、避難や救急を始め、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道及びこれらを連絡する幹線道路のこと。

○近隣公園

主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする公園のこと。敷地面積は2haが目安。

○区域区分（線引き）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する都市計画制度。通称「線引き」と呼ばれ、都道府県が決定する。

○形態意匠

建築物や工作物などの外観全体の特徴を表す形状、模様などが一体となったものや、外観の一部を構成する意匠（デザイン）のこと。

○工業フレーム

将来計画を策定するに当たり、その計画年次における製造品出荷額等を推計により算出したもの。

○交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、駅前広場など、交通動線が集中する箇所の総称。

○国勢調査

総務省統計局が行う全国一斉の国勢に関する調査をいう。全国都道府県及び市町村の人口の状況を明らかにし、社会福祉、雇用、住宅、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内の全ての居住者について行われる。

○国土形成計画

国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化などに関する施策の総合的見地から国土の

利用、整備及び保全を推進するために策定する、総合的かつ基本的な計画のこと。

○国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。総合的かつ計画的な土地の利用を確保するために定められる計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの。

国土利用計画に定める事項は、①国土の利用に関する基本構想、②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、③②の事項を達成するために必要な措置の概要、とされている。

○国立社会保障・人口問題研究所

人口研究、社会保障研究のほか、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究などを行っている厚生労働省の施設等機関のこと。

○コミュニティバス

路線バスやほかの交通手段で賄うことができない地域において、市町村などが主体的に計画し、運行するバスのこと。

○コンパクトシティ

市街地の空洞化や人口減少社会などに対応するため、まちの拡大を抑えてこれまでの都市基盤を有効活用する、人口規模や財政規模に見合った効率的で持続可能な都市構造のこと。

さ行

○産業基盤

産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称で、産業用地、用水、道路、港湾、空港、発電施設などのほか、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関なども含む。

○市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

○市街化調整区域

都市計画区域のうち、都市の無秩序な市街化を防止するため、市街化を抑制する区域のこと。

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行う事業のこと。

○自助・共助・公助

「自助」は、自分の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、身近な人、周りの人達がお互いに助け合うこと。「公助」は、国、県、市町村などの行政機関による救助、援助、支援のこと。

○自然公園

人工的な公園とは対照的に、優れた美しい風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健及び教化に資することを目的とした、自然公園法に位置付けられた公園のこと。

○自然的土地利用

田、畑、山林などの土地利用を総称したものの。

○市民農園

サラリーマン家族や都市住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

○集約型都市構造

小子高齢、人口減少社会に対応するため、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に居住、商業、福祉などの生活サービス機能を集約させる効率的な都市構造のこと。コンパクトシティを実現するための手法の一つ。

○商業フレーム

将来計画を策定するに当たり、その計画年次における年間商品販売額を推計により算出したもの。

○人口フレーム

将来計画を策定するに当たり、その計画年次における人口を推計により算出したもの。

○人口密度

単位面積当たりの人口のことで、都市の状態を示す重要な指標の1つ。

○親水性・親水空間

河川や湖沼の水辺などを利用して、水

と親しむこと、その空間を意味する。まちづくりでは河川沿いの遊歩道・公園整備や、水に触れられるようなスペースの設置を指す。

○スプロール

市街地が無秩序に拡大し、人や都市機能が郊外に分散すること。

○生活サービス機能

医療・福祉・商業・子育て支援などの日常生活に必要なサービス機能のこと。

○生活利便施設（生活サービス施設）

医療施設、福祉施設、商業施設、子育て支援施設などの日常の生活で必要となる施設のこと。

○（建築物の）セットバック

建築敷地の前面道路が4m未満の道路である場合、日照、通風の確保など、良好な住環境の形成を目的に、道路の境界線から後退させて建築すること。

○線引き制度

区域区分のことで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する都市計画制度。区域区分を設定しない都市計画区域は、非線引き都市計画区域という。

○総合公園

主として、1つの市町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。敷地面積は10ha以上が目安。

た行

○多極ネットワーク型コンパクトシティ

「コンパクト+ネットワーク」の概念で、中心的な拠点と生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれたまちのこと。

○地域森林計画対象民有林

地域森林計画の対象となる民有林のこと。地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に立てる計画。

○地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するもの。代表的なものに

用途地域がある。

○地域未来投資促進法

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律のこと。地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するために制定された法律。

○地形地物

道路、鉄道その他の施設、河川、海岸、その他の地形など、土地の形態や地表面上の天然物や人工物の総称。

○地区計画制度

都市計画法に基づく制度の一つで、比較的小規模な地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定める地区レベルの計画制度のこと。

○地区公園

主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的とする公園のこと。敷地面積は4haが目安。

○中山間地域

平野の外縁部から山間地のこと。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めている。

○津波避難ビル

津波による被害が想定される地域の中でも、津波から避難する際に、逃げ遅れた人など、どうしても遠くまで避難が出来ない人に少しでも安全な高い場所を確保するためあらかじめ指定した建物。

○D I D（人口集中地区）

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域で、人口が集中している都市的な地域のこと。Densely Inhabited Districtの略。

○都市型集合住宅

集合住宅とは、複数の住戸が集合して1棟を構成する住宅のこと。都市型集合住宅とは、駅周辺などの市街地において、一定範囲の中で人口集積が可能となる1棟当たりの住戸数が多いマンションなどの住宅を意味する。

○都市機能

都市における居住や生産活動などを支

える、行政、医療、福祉、商業、公共交通などの各種サービス機能のこと。

○都市基盤（インフラ）

道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な社会基盤のこと。

○都市計画運用指針

都市計画法を補完するもので、都市計画制度の運用の考え方や、都市計画制度の趣旨などについての原則的な考え方を示している国土交通省の指針のこと。

○都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査のこと。おおむね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。

○都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるために都市計画決定した区域のこと。

○都市計画決定

都市計画法に基づき、都市計画を定めるための法的手続きのこと。都道府県知事が定めるものと、市町村町が定めるものがある。

○都市計画公園

主として自然的環境の中で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動などのレクリエーション及び大震災などの災害時の避難などの用に供することを目的として、都市計画法の都市施設として都市計画決定された公園のこと。

○都市計画制度

都市計画法及びそれに関する諸法規により定められている、まちづくりのルールを定めるための各種制度のこと。地方公共団体が地域の実情において様々な制度の中から都市計画を指定する。

○都市計画提案制度

平成14年の都市計画法の一部改正によって新たに創設された制度のことで、地域のまちづくりなどを進めるに当たって、必要とする都市計画決定や都市計画変更を行政に提案できる制度。

○都市計画道路

都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災などの面で、良好な都市空間を形成する機能などの道路が担うべき機能を果たすために、適切な規模・構造の道路として、都市計画法の都市施設として都市計画決定された道路のこと。

○都市計画緑地

主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的として、都市計画法の都市施設として都市計画決定された緑地。

○都市公園

都市公園法に規定された公園のことで、都市計画公園のほか、都市計画区域内で地方公共団体が設置する公園がある。

○都市施設

都市に生活する人が共同で利用し、都市での生活や生産活動を支え、都市の骨組みをつくる施設のこと。道路、駐車場、公園、緑地、墓園、上下水道、ごみ処理施設などがある。

○都市的サービス

公共サービス、公共交通、医療一般、医療救急、商業、教育、文化、専門サービス、娯楽などの都市的な生活のための機能のこと。

○都市的土地利用

住宅、商業、工業などの土地利用を総称したもの。

○都市の低密度化

人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象のこと。また、小さな敷地単位でランダムに低未利用地が発生することを都市のスポンジ化という。

○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地で都道府県知事が指定する区域のこと。

○土地区画整理事業

土地の交換分合（換地）により、道路、公園などの公共施設の整備と宅地の整形化を同時に行い、秩序正しく良好な市街地を計画的に形成する事業。

○土地利用フレーム

将来計画を策定するに当たり、人口フ

レーム、工業フレーム、商業フレームの結果から、計画年次に必要と想定される住居系、工業系、商業系の面積を算出したもの。

○トレンド推計

将来予測に当たり、過去の動態、傾向が将来も同じように推移するという考え方で推計する将来予測手法のこと。

な行

○農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県知事が指定する、総合的に農業振興を図るべき地域のこと。

○農村産業法

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律のこと。農村地域への産業の立地、農業従事者の就業、農業構造の改善を促進し、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的としている。

○農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、優良農地として長期にわたり農業上の利用を図る土地として設定する区域のこと。

は行

○パークアンドライド

鉄道駅やバス停の近くに駐車場を配置し、自動車から公共交通機関に乗り換えられるように配置するシステムのこと。

○バイパス

市街地内における交通混雑解消のため市街地を避け、外周部に迂回して建設された道路のこと。「迂回道路」とも言う。

○バリアフリー

障害者、高齢者などが社会参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。具体的には、まちや住まいの段差解消、エレベーターなどの設置を指す。

○風致地区

都市の風致を維持するために定められる地域地区の一種。風致地区の指定地にふさわしい土地の区域は、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など。

○ポテンシャル

潜在的な力。可能性としての力。

ま行

○三重県都市マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画法に基づき、都市計画区域を整備、開発、保全する上で重要な事項を規定するもので、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを三重県が定めたもの。

○みなとオアシス

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの。

○未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地のこと。

○メッシュ集計

網の目状に等分した地域ごとに人口などのデータを集計したもの。

や行

○ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能なように、製品、建物、空間などをデザインすること。

○優良農地

まとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

○用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、土地の合理的利用を図るため、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類し、建築物の用途、規模などについて制限を行うもの。大きく住居系、商業系、工業系の3つに分けられる。

ら行

○臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であ

り、都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものがある。

わ行

○ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考察・それらの評価などを行っていく活動のこと。

平成 30 年 3 月

津市役所 都市計画部 都市政策課

〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

TEL:059-229-3181 FAX: 059-229-3336

Eメール 229-3177@city.tsu.lg.jp

津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



津市都市マスタープラン